

2022年10月07日 作成



地域限定クーポン取扱マニュアル 全国版（旅行会社用）

くまもと再発見の旅〈全国版〉地域限定クーポン事務局

電話番号 : 096 - 311 - 5610
FAX : 096 - 353 - 6612
受付時間 09:00 ~ 17:00

※ 年末年始（12月29日~1月3日）は休業予定

事業概要

くもと再発見の旅〈全国版〉地域限定クーポンの概要（旅行会社用）

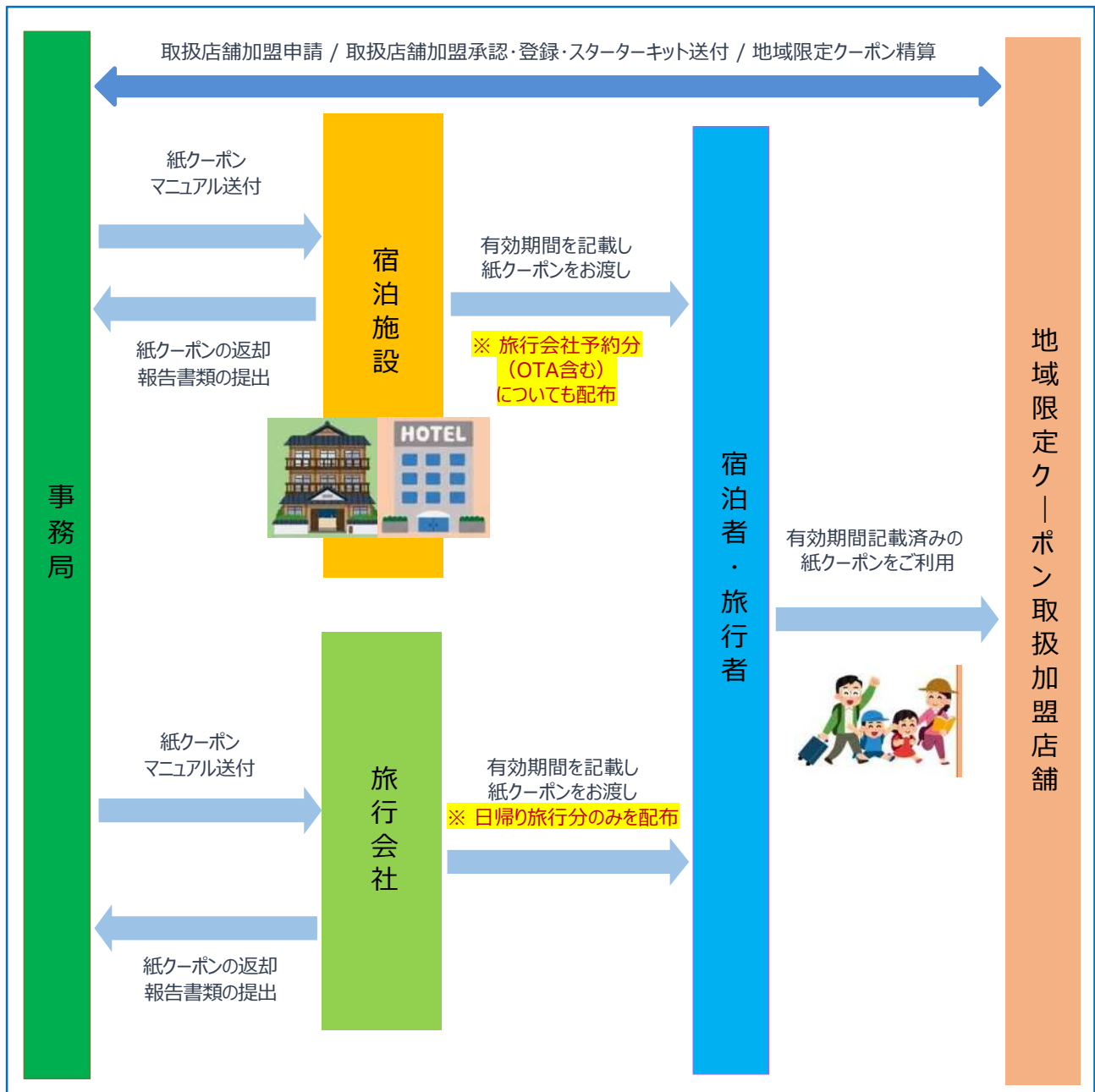
【事業目的】

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

名称	「くもと再発見の旅」〈全国版〉地域限定クーポン
発行者	熊本県観光連盟
発行券種	紙クーポン：1,000円券のみ（“県民割”の地域限定クーポンを継続利用）
付与対象 ならびに 付与金額	<p>くもと再発見の旅〈全国版〉事務局が定めた条件を満たす、一人1泊あたり平日5,000円以上/休日2,000円以上の宿泊旅行商品もしくは日帰り旅行商品の購入者に対し一人1泊あたり平日3,000円分（1,000円券×3枚）、休日1,000円分（1,000円券×1枚）の地域限定クーポンを付与</p> <p>※ 平日・休日の定義は下記の通りとなります 宿泊旅行：土曜日ならびに祝前日にあたる日曜日 日帰り旅行：土曜日・日曜日・祝日</p> <p>※ 基準価格は、元値（「くもと再発見の旅〈全国版〉」事業による割引助成前の価格）となります ※ 宿泊制限は、一つの旅行に対し7泊までとなります ※ 利用回数制限はございません</p>
付与対象期間 ならびに 利用可能期間	<p>クーポン付与対象期間 2022年10月11日～2022年12月20日（2022年12月21日チェックアウト分まで）</p> <p>クーポン利用可能期間 宿泊旅行：チェックイン日～チェックアウト日（原則、宿泊施設にてチェックイン時に配布となる為、旅行期間中に異なる宿泊施設に宿泊する場合には、それぞれのチェックイン日～チェックアウト日となる） 日帰り旅行：旅行当日のみ</p> <p>【重要】クーポン有効期間の押印ならびにお客様へのご案内について 無効券の発生を防ぐため、事前に大量に有効期間を押印することはお控えください。 また、“県民割”実施時とクーポン有効期間が異なりますので、お客様よりご予約を受けた際は、上記のクーポン利用可能期間について、正しくお伝えいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>※ 本事業は、感染状況が国の示す「感染ステージ2相当」以下の状況での実施を予定しております ※ 感染ステージ2相当以下であっても、行政の判断により、配布および利用を停止する場合があります ※ 予算の上限に達した場合や他の国の助成事業が開始された場合は、配布を停止する場合があります</p>
利用可能エリア	熊本県内の取扱店舗に限る
利用可能店舗	くもと再発見の旅〈全国版〉地域限定クーポン事務局の登録を受けた店舗・施設等（土産物店や飲食店等、観光施設、アクティビティ、交通機関等）
配布方法	<p>【宿泊を伴う旅行】 チェックイン時もしくは宿泊日毎に宿泊施設より配布 ※P2「宿泊を伴う旅行におけるクーポン配布方法について」をご参照ください。</p> <p>【日帰り旅行】 旅行代金支払い時から旅行当日までの間に、旅行会社よりクーポンを配布</p>

地域限定クーポン（紙クーポン） 配布の流れ



宿泊を伴う旅行におけるクーポン配布方法について

宿泊を伴う旅行のクーポン配布については、すべて宿泊事業者が配布することになります（旅行会社のクーポン配布については、日帰り旅行のみとなります）。

旅行会社で配布してしまうと、重複配布となってしまいますので、くれぐれもご注意ください。なお、重複配布となり、クーポンの回収が不能となった場合は、相当額を旅行会社様に弁済いただくこととなります。予めご了承ください。

スターターキットについて（新規参画事業者のみ対象）

スターターキットの内容

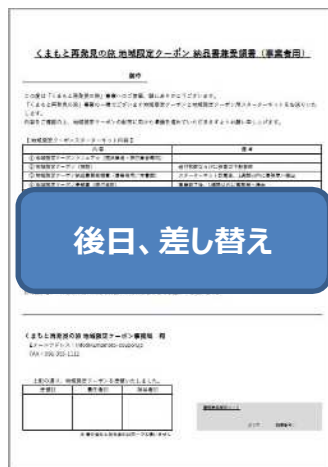
内容一覧

- ① 地域限定クーポンマニュアル（旅行業者用）
- ② 地域限定クーポン（現物）
- ③ 地域限定クーポン納品書兼受領書 ※ クーポン受領後、7日以内にご提出ください
- ④ 地域限定クーポン受領書（旅行者用） ※ クーボンの收受トラブル回避の為、受領サインならびに保管を推奨
- ⑤ 実績内訳シート ※ 事業終了後、1週間以内に事務局への提出が必要となります

※ 県民割から継続参画の事業者様への送付はございません



① 地域限定クーポンマニュアル
（宿泊業者・旅行業者等用）



③ 地域限定クーポン納品書兼受領書



② 地域限定クーポン（現物）



④ 地域限定クーポン受領書（旅行者用）



⑤ 実績内訳シート

新規加盟の事業者様で、届きましたスターターキットに不足しているものがございましたら、大変お手数をお掛け致しますが、事務局（電話番号：096-311-5610）までご連絡ください。なお、スターターキット内容一覧の①と③～⑤については、くまもと再発見の旅（全国版）事務局の公式ホームページからダウンロードしていただくことができます。（公式ホームページURL：<https://kumamoto-coupon.jp/shopentry>）

地域限定クーポン（紙クーポン）を確認する

クーポン到着後、速やかに枚数とクーポン番号を確認してください

スターターキットもしくは追加発送依頼、事務局判断による送付の地域限定クーポンが届きましたら、必ず同封されている地域限定クーポンの【枚数】と【クーポン番号（クーポン裏面の右上と左下に記載されている7桁の番号）】を確認いただき、同封しております「地域限定クーポン納品書兼受領書（事業者用）」に記載されているクーポンの枚数・番号と相違がないことをご確認ください。

また、お送りした地域限定クーポンは通し番号でお送りしておりますので、番号の抜け等がないかの確認も併せてお願いいたします。

枚数の過不足や通し番号の抜け落ちを含む番号の相違がございましたら、大変お手数をお掛け致しますが、事務局（電話番号：096-311-5610）までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、受領書の返送がない場合は、その後のクーポン追加発送には応じられませんので、予めご了承ください。

【 県外の営業所へのクーポン送付について 】

クーポンの送付に関しましては、くまもと再発見の旅(全国版)事務局による日帰り旅行適用の認可を受けた旅行会社に限ります。また、送付先については、熊本県内の営業所のみとなります。県外の営業所への送付については、クーポン到着後、各旅行会社様の責任でお願い申し上げます。

受領印を押印の上、PDF（Eメール）もしくはFAXにてお送りください

くまもと再発見の旅 地域限定クーポン事務局 宛
Eメールアドレス：info@kumamoto-coupon.jp
FAX：096-355-1112

上記の通り、地域限定クーポンを受領いたしました。

受領日	責任者印	担当者印

※ 責任者印と担当者印は同一でも構いません

責任者印と担当者印は、
同一でも問題ございません。

枚数・番号に相違がない場合、同封の「地域限定クーポン納品書兼受領書（事業者用）」に受領印を押印の上、必ず到着後1週間以内にEメールもしくはFAXにて事務局宛にお送りください。

なお、Eメールにてお送りいただく場合は、PDFにてお送りください。（写真等での送付はご遠慮ください）

地域限定クーポンは大切に保管してください

※ 受け取り後の地域限定クーポンは、各事業者の責任において、安全な場所で確実に保管してください。クーポン受領後の紛失や盗難等の責任の所在については、各事業者となります。予めご了承ください。また、万が一紛失や盗難等が発生した場合は、必ずその旨と該当の地域限定クーポンの券番を事務局までご報告ください。

旅行者に地域限定クーポンをお渡しする ①

有効期間を日付スタンプもしくは手書きにてご記入ください

※ 汚損・破損・誤記入等で使用できなくなった紙クーポンは、事業終了後、事務局にご返却いただく必要がございます。絶対に破棄しないよう、ご注意ください。

記入例



有効期間は、開始日/終了日ともに日帰り旅行当日を記入してください

※ 日帰り旅行当日以外は、クーポンの利用は一切できません。

※ 熊本県外を発着地とした熊本県内を主たる目的地とする日帰り旅行を造成する際は、旅行中にクーポンが利用できる施設への立ち寄り有無や時間確保等、旅行者に不利益が生じないように配慮ください。

例) 10月12日に日帰り旅行を実施する場合

有効期間の開始日/終了日ともに 2022.10.12 と記入する



旅行者に地域限定クーポンをお渡しする ②

地域限定クーポンの利用可能店舗を宿泊者・旅行者にご案内してください

地域限定クーポンを利用できる店舗については、「くまもと再発見の旅」公式サイトに掲載されます。旅行者にクーポンをお渡しする際に、その旨をご案内してください。

URL : <https://kumamoto-coupon.jp/>



※ ページデザインはイメージです（内容は変更となる場合があります）

クーポンを配布する際は、クーポン收受に関するトラブルを回避する意味合いも込めて、旅行者に「地域限定クーポン受領書」にご署名いただき、受領書を保管されることを推奨いたします

令和 年 月 日	
くまもと再発見の旅 地域限定クーポン 受領書	
地域限定クーポン (1,000円券)	
枚 (一名分)	
上記枚数を間違いなく受領いたしました。	
お客様確認名欄：	
<small>※ この領書がアプリの画面には、クーポン枚数を合計で記入し、代表者が署名してください。(印鑑不要)</small>	
事業者名	旅行者名

※ 事業終了後、原本の提出は必要ございませんが、受け取った/受け取っていない等のクーポン收受に関するトラブルを回避する意味合いも込めて、受領書を活用されることを事務局として推奨いたします。(クーポン收受に関する苦情が発生した場合は、事業者様が責任を持って解決ください。)

地域限定クーポン配布後に、旅行者が日帰り旅行をキャンセルした場合は、旅行会社の責任において、旅行者からクーポンを回収の上、無効処理を行い、事業終了まで保管してください。旅行者から回収できない場合においては、旅行会社に対し、未回収となったクーポン相当額の請求を行います。(未回収となったクーポン相当額を旅行会社に弁済いただきます)

地域限定クーポンの配布実績を管理する

旅行者に配布したクーポンは、「実績内訳シート」に必ず記録してください

「実績内訳シート」に、必要情報の漏れがないようご記入ください。キャンセル分や汚損・破損・誤記入等により無効処理したクーポンについても「実績内訳シート」への記入が必要となります。記入に関してご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。尚、実績内訳シートについては、「くまもと再発見の旅」公式ホームページからダウンロードできますので、Excelにて管理していただくことも可能です。

実績内訳シート

くまもと再発見の旅 地域限定クーポン 実績内訳シート

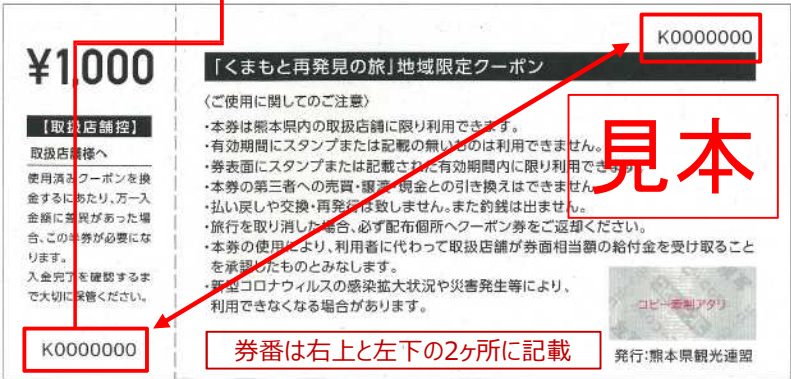
事業番号 (宿泊業種 - 旅行会社名)		担当番号	
ログインID (8ケタ)		連絡先電話番号	

※ このシートは事業終了時に提出していただきます。
 ※ 『予約を特にする番号』『代表者名等』については、事務局から詳細を求められた場合に内容を提示できる番号等を記載ください。
 ※ 『予約区分』については、宿泊施設は、電話または予約センターから予約確認をお願いします。
 ※ キャンセルの際には右側欄の欄にキャンセルのご旨を記載してください。

席別	予約を特にする番号	代表者名	予約区分	予約日	有効期	金額	クーポン番号	配布日	配布枚数	取消			
例	E0000-01	熊本 太郎	日						4				
例	E0000-02	熊本 花子	電話	2021/5/17	2021/5/19	2	2	8,000	000010	000015	000016, 000100	8	
例	E0000-03	熊本 次郎	宿泊	2021/5/17	2021/5/18	1	2	4,000	000017	000020		4	キャンセル
1													
2													
3													
4													
5													
6													

後日、差し替え

地域限定クーポンの裏面に記載されている7桁のクーポン番号（券番）を確認し、「実績内訳シート」に記載してください。



券番は右上と左下の2ヶ所に記載

「実績内訳シート」の作成および保管は、必ず行ってください

- ※ クーポンの管理は「金券管理」となりますので、日常的に実績内訳シートへの入力をお願いいたします
- ※ 事業終了後に事務局に提出していただく必要がございます

地域限定クーポンの在庫が少なくなった場合

在庫が完全になくなる前に事務局に追加発送依頼をしてください

地域限定クーポンの追加発送が必要となった際は、「地域限定クーポン追加発送依頼シート」に必要事項を記入の上、EメールもしくはFAXのいずれかの方法にて事務局宛にお送りください。依頼シートには、手元の残クーポン枚数を記入いただく欄もありますので、「実績内訳シート」の入力ならびに管理業務は、必ず日常的に行うようにしてください。また、追加発送させていただくクーポンの枚数については、当事業の予算が限られている関係上、特定の宿泊施設・旅行会社等に偏らないようにする為、1回あたりの発送を1,500枚を上限とさせていただきます。

※地域限定クーポン追加発送依頼シートならびに発送スケジュールについては、別途、事業参画時に登録いただきましたメールアドレス宛に送付させていただきます。

※事務局に直接お越しいただいても地域限定クーポンをお渡しすることはできませんのでご注意ください。

事業終了後の地域限定クーポンの取扱について（破棄厳禁）

手元に残った地域限定クーポンは、無効処理分も含め、全て事務局にご返送いただきます

残クーポン 返送方法

- ① 手元に残った地域限定クーポンの残枚数を下記に分けて確認してください
 - (1) 未記入のクーポン（新品・未使用の状態のクーポン）
 - (2) 汚損・破損・誤記入・キャンセル等により無効処理したクーポン※ ご返送いただく際は、上記(1)(2)に分別し、輪ゴム等でまとめた状態でお送りください
 - ② 上記(1)(2)の各残クーポン枚数を「実績報告書」にご記入ください
 - ③ 「実績内訳シート」の記載内容に誤りがないかをご確認ください
 - ④ お手持ちの封筒または段ボール等に「手元に残った地域限定クーポン（無効処理分を含む）」「実績報告書」「実績内訳シート」の3点を入れて梱包の上、事業終了後、事務局指定の方法により事務局宛にご送付ください
- ※ 実績報告書ならびに送付方法については、事業終了前に改めてご連絡させていただきます。なお、事業終了前に参画を取り止める場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。

無効処理した地域限定クーポンについても返却対象となるため破棄厳禁となります

汚損・破損・誤記入・キャンセル等で使用できなかった地域限定クーポンに関しては、事業者側で無効処理をしていただいた上で、事業終了まで大切に保管いただき、事業終了後、未使用の残クーポンと一緒にご返送いただく必要がございます。（無効処理の規定については、次頁参照）

地域限定クーポンの無効処理について

著しい汚損・破損等で旅行者にお渡しできない状況になった場合は、事業者側で無効処理を行っていただき、事業終了まで保管いただく必要があります

※ 有効期間変更に伴い、二重線 + 訂正印 による再利用は不可とします

- ① 本券部分（大）と取扱店舗控（小）は切り離さないでください
- ② 朱書で大きく「×」をつけてください
- ③ 本券部分（大）と取扱店舗控（小）の両方に**朱書**の四角囲みで「無効」もしくは「VOID」と記入してください
- ④ 無効処理の理由を本券部分（大）に朱書で記入してください（下記、記入内容の一例）
 - ・ 汚損の為、無効処理（処理実施日を記入）
 - ・ 破損の為、無効処理（処理実施日を記入）

無効処理（一例）

無効処理の理由と実施日を本券部分（大）に記入



- ※ 「無効」もしくは「VOID」は、いずれかを本券部分（大）と取扱店舗控（小）の両方に記入されていれば記入場所は問いません
- ※ 無効理由の記入は、本券部分（大）であれば、記入場所は問いません
- ※ 破損している場合に限り、テープ等で補修していただいて構いません
- ※ 裏面も含め、必要事項以外は記入しないでください
- ※ 無効処理の記載方法でご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください

無効処理した地域限定クーポンの保管と返送について

無効処理した地域限定クーポンは、事業終了後に事務局にご返送いただきます。紛失等でご返送いただけない場合は、当該クーポンの金額に相当する金額の請求をさせていただく場合がございますので、未使用の地域限定クーポン同様、安全な場所で確実に保管してください。尚、ご返送いただく際に、汚損・破損・誤記入・キャンセル等による無効処理分と分けて、輪ゴム等でまとめてお送りいただく必要がございますので、無効処理後、予め分けて保管していただくことをお勧めいたします。

注意事項 地域限定クーポンの利用対象外について

地域限定クーポン取扱店舗において利用対象とならない商品について

地域限定クーポン取扱店舗に登録されている事業者であっても、下記の①～④等についてはご利用いただくことができませんので、ご注意ください

地域限定クーポンの利用対象外とするものの一例

区分	事例
① 行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）・ 宝くじ（各種宝くじ、toto、BIG、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等）・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ただし、運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
② 日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 電気、ガス、水道、電話料金等・ NHK放送受信料・ 不動産賃料・ 駐車場の月極・定期利用料 ※ コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
③ 換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none">・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗または商業施設が独自に発行する商品券等）・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
④ その他	<ul style="list-style-type: none">・ 熊本県内でサービスが完結しないもの（宅配等の配送サービスは対象）・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等・ 授業料、入学検定料、入学金等 ※ アクティビティのガイド料等は対象・ 宿泊代金又は旅行商品の代金ならびにキャンセル料・ 既存の債務の弁済・ 各種サービスのキャンセル料・ 電子商取引・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの・ 公序良俗に反するもの・ 社会通念上不相当とされるもの・ その他各取扱店舗が指定するもの